

社会福祉法人とらいふ特別養護老人ホームとらいふ武蔵野

・ショートステイとらいふ武蔵野運営規程

(平成 29 年 3 月 27 日 規程第 38 号)

第 1 章 総則

(施設の目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人とらいふ（以下「法人」という。）が設置する特別養護老人ホームとらいふ武蔵野（以下「施設」という。）が行う指定介護老人福祉施設、指定短期入所生活介護事業所及び指定介護予防短期入所生活介護事業所としての事業（以下「事業」という。）の運営について必要な事項を定め、業務の適正かつ円滑な執行と老人福祉の理念に基づき、また、「東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例」、「東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例」、「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」、「東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例」及び「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」、「指定居宅サービス等の事業に関する基準」、「指定介護予防サービス等の人員、設備および運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」を遵守し、利用者の生活の安定の充実並びに利用者の家族（以下「家族」という。）の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 施設における指定介護老人福祉施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活の復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、利用者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とする。

2 施設における指定短期入所生活介護事業所は、利用者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

3 施設における指定介護予防短期入所生活介護事業所は、利用者の生活機能の維持・向上を積極的に目指し、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより利用者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

(施設の名称等)

第 3 条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 指定介護老人施設 特別養護老人ホームとらいふ武蔵野
指定短期入所生活介護事業所 ショートステイとらいふ武蔵野
指定介護予防短期入所生活介護事業所 ショートステイとらいふ武蔵野
- (2) 所在地 東京都武蔵野市関前1丁目2番20号

(定員)

第4条 施設における指定介護老人福祉施設の入居定員は75名（ユニット型個室75名）とする。なお、ユニット数は8ユニットとし、ユニットごとの入居定員は10名（1ユニットのみ5名）とする。

2 施設における指定短期入所生活介護事業所及び指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用定員は併せて併設型5名とする。また、空床利用は、当該指定介護老人福祉施設の入居定員75名のうち10名を超えない範囲とする。

第2章 職員の種類、員数及び職務

(職員)

第5条 施設は、介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設、指定短期入所生活介護事業所及び指定介護予防短期入所生活介護事業所の人員に関する基準に示された所定の職員を配置するものとする。

- (1) 施設長 1名
- (2) 医師 1名以上
- (3) 生活相談員 1名以上
- (4) 介護職員 24名以上
- (5) 看護職員 3名以上
- (6) 管理栄養士 1名以上
- (7) 機能訓練指導員 1名以上
- (8) 介護支援専門員 1名以上
- (9) 事務員 1名以上
- (10) 調理員 1名以上

2 施設は、前項に定めるほか必要に応じてその他の職員を置くことができる。

(職務)

第6条 職員は、施設の設置目的を達成するため、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 施設長は、施設の業務を統括する。なお、施設長に事故があるときは、あらかじめ施設長が定めた職員が施設長の職務を代行する。
- (2) 医師は、利用者の診察、健康管理及び保健衛生指導に従事する。
- (3) 生活相談員は、利用者の生活相談、面接、身上調査並びに利用者サービスの企画及び実施に関することに従事する。
- (4) 介護職員は、利用者の日常生活の介護、援助に従事する。

- (5) 看護職員は、利用者の診察の補助及び看護並びに利用者の保健衛生管理に従事する。
- (6) 栄養士は、献立作成、栄養量計算及び食事記録、調理員の指導等食事業務全般並びに利用者の栄養指導に従事する。
- (7) 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
- (8) 介護支援専門員は、施設サービス計画の作成、苦情内容の記録、事故状況の記録等を行う。
- (9) 事務員は、庶務及び会計事務に従事する。
- (10) 調理員は、給食業務に従事する。

第3章 サービス内容及び利用料等

(計画の作成)

第7条 介護支援専門員は、指定介護老人福祉施設、指定短期入所生活介護事業所及び指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用者について、サービスの内容を記載した施設サービス計画、短期入所生活介護計画、介護予防短期入所生活介護計画の原案を作成し、利用者に対してその原案を説明したうえで、同意を得るものとする。また、作成した施設サービス計画、短期入所生活介護計画、介護予防短期入所生活介護計画を入所者又は利用者に交付し、定期的実施状況を把握する。

(サービスの提供)

第8条 職員は、サービスの提供にあたっては、利用者又は家族に対して、サービス提供上必要な事項について、理解しやすく説明をしなければならない。

(入浴)

第9条 1週間に2回以上、入浴を行うものとし、利用者の心身の状況により清拭に替えることができるものとする。ただし、利用者に傷病や感染症疾患の疑いがあるなど、医師が入浴等について適当でないと判断したときは、この限りでない。

(排泄)

第10条 利用者の心身の状況に応じ、かつ利用者個人のプライバシーを尊重したうえで、排泄の自立について、適切な方法により必要な援助を行うものとする。

2 おむつを必要とする利用者に対しては、適宜おむつを取り替えるものとする。

(離床、着替え、整容等)

第11条 離床、着替え、整容等の介護については、適宜行うものとする。

(食事の提供)

第12条 食事は、栄養及び利用者の状況並びに嗜好を考慮したものとする。

2 食事の時間は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 朝食 7時30分から9時30分まで

(2) 昼食 11時30分から13時30分まで

(3) 夕食 17時30分から19時30分まで

3 あらかじめ連絡があったときは、別に定めるところにより、衛生上又は管理上可能な範囲内で食事の取り置きをすることができる。

4 あらかじめ欠食する旨の連絡があったときは、食事を提供しないものとする。

(送迎)

第13条 利用者の入所時及び退所時の送迎は、利用者又は家族の申出により行うものとする。ただし、送迎範囲は武蔵野市内に限る。

(相談、援助)

第14条 職員は、常に、利用者の心身の状況及び置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は家族からの相談に適切に応じるとともに、助言その他必要な援助を行うものとする。

(社会生活上の便宜の供与等)

第15条 教養娯楽の環境を整え、レクリエーション等を行うものとする。

2 利用者が日常生活を営むために必要な行政機関等に対する手続について、利用者又は家族が行うことが困難なときは、当事者の申出又は同意により所定の手続きを代行するものとする。

(機能訓練)

第16条 利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むために必要な機能を回復し又は減退を防止するための訓練を行うものとする。

(健康保持)

第17条 医師又は看護職員は、常に利用者の健康状況に注意し、日常における健康保持のために適切な措置をとり、必要に応じてその記録を保存するものとする。

(利用者の入院期間中の取扱)

第18条 指定介護老人福祉施設の利用者が入院する場合にあって、入院後おおむね3か月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、当該者及び家族の希望を勘案して必要な便宜を供与するとともに、やむを得ない場合を除き、退院後の円滑な再入所に努めるものとする。

(緊急時の対応)

第19条 利用者は、急激な身体の状態変化等で職員の緊急対応が必要になったときは、昼夜を問わずいつでもナースコール等で職員の対応を求めることができる。

2 職員は、ナースコール等で利用者から緊急対応の要請があったときは、速やかに適切な対応を行うものとする。

3 利用者が、あらかじめ近親者等緊急連絡先を届けているときは、医療機関への連絡とともに、緊急連絡先へ速やかに連絡を行うものとする。

(利用料)

- 第 20 条 指定介護老人福祉施設の利用料は、介護保険法に基づいて厚生労働大臣が定める基準によるものとし、施設サービスにかかる費用の 1 割、2 割又は 3 割に相当する額、食費、居住費、日常生活に要する費用として別に定める利用料の合計額とする。
- 2 指定短期入所生活介護事業所の利用料は、介護保険法に基づいて厚生労働大臣が定める基準によるものとし、居宅介護サービスにかかる費用の 1 割、2 割又は 3 割に相当する額、食費、居住費、日常生活等に要する費用及び送迎に要する費用として別に定める利用料の合計額とする。
- 3 指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用料は、介護保険法に基づいて厚生労働大臣が定める基準によるものとし、居宅介護サービスにかかる費用の 1 割、2 割又は 3 割、食費、居住費、日常生活等に要する費用及び送迎に要する費用として別に定める利用料の合計額とする。
- 4 利用者が、特例居宅介護サービス費、特例施設介護サービス費、高額介護サービス費、特例居宅支援サービス費、高額居宅支援サービス費を受給し、又は生活保護を受給するなど別の法令に定める場合は、それぞれ当該法令によるものとする。
- 5 利用者は、月ごとに算定された当月分の利用料の合計額を翌月末日までに支払うものとする。ただし、利用の終了に伴い、月の途中で退所するときは、退所時に残金を支払うことができる。
- 6 利用者は、利用開始時に、振込（口座引落としも可）又は現金のいずれかの支払方法を決定するものとする。なお、利用者又は家族から変更の申出があったときは、支払方法を変更することができる。

第 4 章 施設利用にあたっての留意事項

（日課の尊重）

第 21 条 利用者は、施設長が健康と生活の安定のために定めた日課を尊重し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めるものとする。

（外出、外泊）

第 22 条 利用者は、外出又は外泊をしようとするときは、その都度、外出・外泊先、用件、施設へ帰着する予定日時などを施設長に届け出るものとする。

（面会）

第 23 条 利用者は、外来者と面会しようとするときは、利用者又は外来者がその旨を施設長に届け出るものとする。この場合において、施設長は、特に必要があると認めるときは面会の場所や時間を指定することができる。

（健康留意）

第 24 条 利用者は、努めて健康に留意し、特別の理由がない限り施設で行う健康診査を受診するものとする。

（衛生保持）

第 25 条 利用者は、施設内の整理整頓、清潔その他環境衛生の保持を心がけ、施設における同趣旨の活動に協力するものとする。

(施設内の禁止行為)

第 26 条 利用者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- (1) けんか、口論、泥酔等で他人に迷惑をかけること
- (2) 政治活動、宗教、習慣等により自己の利益のために他人の自由を侵害し、又は他人を排撃すること
- (3) 指定した場所以外で火気を用いること
- (4) 施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること
- (5) 故意に施設又は備品に損害を与え、又は無断で備品等を施設外に持ち出すこと

第 5 章 非常災害対策

(災害、非常時への対応)

第 27 条 施設長は、消防法令の規定により、防火管理者を選任し、防火設備、非常放送設備等、災害及び非常時に備えて必要な設備を設けるものとする。

- 2 施設長は、消防法令の規定により、非常災害等に対して具体的な消防計画等を立て、職員及び利用者が参加する消火、通報及び避難訓練を原則として年 2 回以上実施するものとする。
- 3 利用者は、健康上又は防災上等の緊急事態の発生に気づいたときは、ナースコール等最も適切な方法により事態の発生を職員に知らせるものとする。

第 6 章 その他の運営上の重要事項

(利用資格)

第 28 条 施設の利用資格は、介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設、指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護の利用の資格があり、施設の利用を希望する者であって入院治療を必要とせず、利用料の負担ができる者及びその他法令により入所できる者とする。

(内容・手続きの説明及び同意、契約)

第 29 条 施設の利用にあたっては、入所申込者及び身元引受人に対し、あらかじめこの運営規程の概要、職員の勤務体制その他の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入所申込者の同意を得たうえで利用契約書を締結するものとする。

(施設・設備)

第 30 条 施設及び設備の利用時間や生活ルール等は、施設長が利用者と協議のうえ決定するものとする。

- 2 利用者は、定められた居室を使用するものとする。
- 3 施設及び設備等の維持管理は、施設の職員が行うものとする。

(苦情処理)

第 31 条 利用者又は身元引受人は、提供されるサービス等について苦情を申し出ることができる。この場合において、施設長は、すみやかに事実関係を調査し、その結果並びに改善の必要性の有無及び改善の方法について利用者又は身元引受人に報告するものとする。なお、苦情申立窓口は、別に定める「重要事項説明書」に記載するとおりである。

(虐待防止のための措置)

第 32 条 事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けているおそれがあるときは直ちに防止策を講じ、武蔵野市に報告するものとする。

(身体拘束の制限)

第 33 条 職員は、サービスの提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行うときは、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。

(守秘義務)

第 34 条 職員は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持するものとする。

2 法人は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持するため、職員に対し、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容に明記するものとする。

(個人情報の保護)

第 35 条 事業所は、個人情報の保護に関する法律及び社会福祉法等の趣旨を踏まえ、利用者又は家族に係る個人情報の保護に努めるとともに、安全かつ適正に管理しなければならない。

2 事業者は、個人情報の保護及び開示等については、別に定める「社会福祉法人とらいふ個人情報保護規程」により、適正に行わなければならない。

3 事業所は、個人情報を公開するときは、別に定める「社会福祉法人とらいふ情報公開規程」により、適正に行わなければならない。

4 職員は、別に定める誓約書を提出し、「社会福祉法人とらいふにおける個人情報保護等の取扱い指針」を遵守しなければならない。又、従事しなくなった後も個人情報の保護に努めなければならない。

(委任)

第 36 条 この規程に定めるほか、運営に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

(改正)

第 37 条 この規程を改正するときは、社会福祉法人とらいふ理事会の議決を経るものとする。

付 則

この規程は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、令和 3 年 2 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。